

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料1】 障害者の権利に関する条約

第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。（a） この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

（b） 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（c） 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

（d） この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。

（e） いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

（f） 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。

（g） 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。

（h） 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。

（i） この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第十三条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

【資料2】 国連障害者権利委員会が採択した事前質問事項（2019年9月）

12.以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a)民事、刑事及び行政手続において、障がい者のために個人ごとに必要な事項を判断し個人ごとの支援と手続上の配慮を提供すること。これには、裁判所の建物、司法及び行政の施設への物理的なアクセスのし易さや、点字、デジタル版、読み易い版、手話言語、利用可能な有資格の通訳者の数を示すことを含め、補助的で利用し易いフォーマットで手続についての公式情報を入手可能な状態にすることを含む。
- (b)弁護士、裁判所職員、裁判官、検察官並びに警察官及び刑務官を含む法執行機関職員のための研修計画を含め、定期的に、障がい者の権利に関する意識向上キャンペーンを実施すること。

(c)知的又は精神,障がいのある犯罪の被疑者（これには裁判前の勾留にある者を含む）が、差別なくかつ他の者との平等を基礎として、司法手続にアクセスできることを確保すること。

【資料 3】 一般的意見第 2 号（General Comment No.2） （抜粋）

障害者権利条約第 9 条（施設及びサービス等の利用の容易さ）：2014 年 4 月 11 日採択

37. 法の執行機関と司法組織が入っている建物が物理的にアクセシブルではない場合、あるいは、これらの機関や組織が提供するサービスと情報通信が、障がいのある人にとってアクセシブルではない場合（第 13 条）、司法への効果的なアクセスはあり得ない。（以下略）

【資料 4】 一般的意見第 6 号（General Comment No.6） （抜粋）

障害者権利条約第 5 条（平等及び無差別）：

G. 司法手続の利用の機会に関する第 13 条

51. 第 5 条に概説されている平等及び無差別の権利並びに義務は、特に手続上の配慮及び年齢に適した配慮の提供を要求している第 13 条に関して、特別な検討を提起する。手続上の配慮は均衡を失していることを理由に制限されないという点で、これらの配慮は合理的配慮と区別することができる。手続上の配慮の実例としては、裁判にかけられた、障がいのある人に多様な意思疎通方法を承認することがあげられる。年齢に適した配慮としては、年齢に適した、かつ、平易な言葉を使い、不服申立のために利用可能な仕組みと司法手続の利用の機会に関する情報を普及することがあげられる。

1. 第 13 条（1）

52. 司法手続を利用する効果的な機会を確保するためには、プロセスへの参加を認め、プロセスの透明性を図らなければならない。参加を可能にする行動には以下が含まれる。

(a) 理解可能かつアクセシブルな方法による情報配信

(b) 意思疎通の多様な形式の承認及び配慮

(c) プロセスの全段階における物理的なアクセシビリティ

(d) 法律扶助が適用可能な場合、及び法律扶助受給資格に関する法定検査の対象となった場合の財政的援助

53. 支援を提供されても差別から自分自身を守ることができない人、あるいは、そのような試みがもたらす悪影響への恐れから選択肢が極めて限られている人を保護できる適切な措

置は、公共の利益のための行動である（民衆訴訟）。

54. さらに、透明性を示すために、締約国の行動においては、全ての関連情報がアクセシブルかつ利用可能であること、また、関連のあるあらゆる不服申立、訴訟及び判決に関する適切な記録と報告が存在することが確保されなければならない。

2. 第 13 条 (2)

55. 権利及び義務の適切な尊重と実現を促進するには、法執行官に対する研修、権利所有者の意識向上並びに義務履行者の能力構築が必要である。適当な研修には以下を含めるべきである。

(a) 交差性の複雑さと、人は機能障害のみに基づいて同定されるべきではないという事実。交差性の問題に関する意識の向上は、特定の形態の差別及び抑圧に関連したものとすべきである。

(b) 障害のある人の多様性と、障害のある人が他の者との平等を基礎として、司法制度のあらゆる側面を利用する効果的な機会を得るための個別のニーズの多様性

(c) 障害のある人の個人の自律と、全ての人の法的能力の重要性

(d) 障害のある人の包容の成功における効果的かつ有意義な意思疎通の重要性

(e) 弁護士、治安判事、裁判官、刑務所職員、手話言語通訳者及び警察官並びに刑務官を含む職員を対象とした、障害のある人の権利に関する効果的な研修を確保するためにとられる措置

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料5】 障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン（International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities）（抜粋）

2020年8月採択

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/SR_Disability/GoodPractices/Access-to-Justice-EN.pdf

Catalina Devandas Aguilar（C・デヴァンダス 障害者の権利に関する特別報告者）
Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities

Danlami Basharu（D・バシヤル 障害者権利委員会委員長）
Chair of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities

Maria Soledad Cisternas Reyes（M・レイエス 障害とアクセスに関する事務総長特使）
Special Envoy of the Secretary-General on Disability and Accessibility

・用語集（GLOSSARY OF TERMS）

仲介者（「ファシリテーター」とも呼ばれる）。

必要に応じて、司法制度担当者や障害者と協力して、法的手続き中の効果的なコミュニケーションを確保する人。障害者が理解し、十分な情報を得た上で選択できるようサポートする。障害者が理解して選択できるようにサポートし、障害者が理解できる方法で説明や話をし、適切な対応とサポートを提供する。

仲介者は中立的な立場であり、障害者や司法制度を代弁したり、決定や結果を導いたり影響を与えたりすることはない。

（原文）

Intermediaries (also known as “facilitators”):

persons who work, as required, with justice system personnel and persons with disabilities to ensure effective communication during legal proceedings. They support persons with disabilities to understand and make

informed choices, making sure that things are explained and talked about in ways that they can understand and that appropriate accommodations and support are provided.

Intermediaries are neutral and they do not speak for persons with disabilities or for the justice system, nor do they lead or influence decisions or outcomes.

手続上の配慮

特定の場合において必要とされる場合には、他の者との平等な立場での障害者の参加を確保するため、司法へのアクセスの文脈において必要かつ適当なすべての修正及び調整を行うこと。

合理的な配慮とは異なり、手続き上の配慮は、「不均衡または不当な負担（公定訳では「均衡を失した又は過度の負担」）」という概念によって制限されるものではない。

（原文）

Procedural accommodation:

all necessary and appropriate modifications and adjustments

in the context of access to justice, where needed in a particular case, to ensure the participation of persons with disabilities on an equal basis with others.

Unlike reasonable accommodations, procedural accommodations are not limited by the concept of “disproportionate or undue burden”.

・国際原則とガイドライン

原則 1 すべての障害者は法的能力を有しており、障害を理由に司法へのアクセスを拒否されることはない。

ガイドライン

1.1 国は、障害者が他の者と平等に法的能力を享有することを保証するものとし、また、必要な場合には、法的能力を行使し司法へのアクセスを保証するために必要な支援及び配慮を提供する。

1.2 そのために、国は、：

．．．

(j) 安全、公平かつ効果的な関与を確保し、法的手続きに全面的に参加する機会を確保するために、必要な場合にはいつでも、障害者と裁判所、裁判所、法執行機関との間で明確な意思疎通（コミュニケーション）を可能にする仲介者またはファシリテーターを提

供する。

(原文)

Principle 1

All persons with disabilities have legal capacity and, therefore, no one shall be denied access to justice on the basis of disability

GUIDELINES

1.1 States shall guarantee that persons with disabilities enjoy legal capacity on an equal basis with others and, where necessary, shall provide the support and accommodations necessary to exercise legal capacity and guarantee access to justice.

1.2 To that end, States shall:

. . .

(j) Provide intermediaries or facilitators, wherever and whenever needed, to enable clear communication among and between persons with disabilities and courts, tribunals and law enforcement agencies to ensure safe, fair and effective engagement and the opportunity to fully participate in legal processes;

原則 2 施設及びサービスは、障害者の差別なく公正な司法への平等なアクセスを確保するために、普遍的に利用可能（アクセシブル）でなければならない。

ガイドライン

2.1 司法への平等なアクセス及び無差別を保障するために、国家は、法制度において使用される施設及びサービスが、少なくとも以下の措置をとることにより、ユニバーサルデザインの原則に基づいて構築、開発及び提供されることを確保しなければならない。

(a) ユニバーサルデザインの原則に基づき、司法制度において使用されるすべての施設及びサービスの利用可能性（アクセシビリティ）を保証する、実施可能な法律、規則、政策、ガイドライン及び慣行を実施し、実施することを可能にする：

. . .

(ii) 情報通信サービス等（情報通信技術・システムを含む）；

．．．

(c) ユニバーサルデザインの原則に従って、司法制度を障害者が身体的・物理的に利用できるようにするための十分な財源を確保する；

(d) 施設及びサービスによって、障害者のために既存の物理的環境、輸送、情報及び通信へのアクセスを確保できない場合には、手続上の配慮の提供を確保すること。

（

原文）

Principle 2

Facilities and services must be universally accessible to ensure equal access to justice without discrimination of persons with disabilities

GUIDELINE

2.1 To guarantee equal access to justice and non-discrimination, States must ensure that the facilities and services used in legal systems are built, developed and provided on the basis of the principles of universal design by taking, at a minimum, the following actions:

(a) Enacting and implementing enforceable laws, regulations, policies, guidelines and practices that guarantee the accessibility of all facilities and services used in the justice system, based on the principles of universal design, including:

．．．

(ii) Information, communications and other services, including information and communications technology and systems;

．．．

(c) Ensuring that adequate financial resources are available to make the justice system physically accessible to persons with disabilities in accordance with the principles of universal design;

(d) Guaranteeing the provision of procedural accommodations when facilities and services fail to ensure access to the existing physical environment, transportation, information and communications for persons with disabilities.

原則 3 障害のある児童を含む障害者は、適当な手続上の配慮を受ける権利を有する。

ガイドライン

3.1 すべての法的手続における障害者の差別を避け、かつ、効果的かつ平等な参加を保証するため、国は、障害者に対し、性別及び年齢に応じた個別的な手続上の配慮を提供する。

これらは、障害者の司法へのアクセスを確保するために、特定の場合に必要とされる、仲介者やファシリテーター、手続き上の調整や修正、環境やコミュニケーション支援の調整など、必要かつ適切なすべての修正や調整を含んでいる。

最大限可能な限り、配慮は、手続開始前に組織されるべきである。

3.2 締約国は、特に以下のことを通じて、一連の手続上の配慮の規定を確保するとともに、すべての当事者の権利を適正に均衡させ尊重するためにそのような配慮が実施されることを確保する：

独立した仲介者とファシリテーター

(a) 配慮及び支援が必要であるか否か、並びにどの配慮及び支援が適切であるかを決定するための（法的手続き上の）コミュニケーション支援を、手続の当事者及び司法制度に提供するための訓練を受けた独立の仲介者又はファシリテーターの計画を作成し、資金提供し及び実施し、並びに手続の全過程を通じてそのようなコミュニケーションを支援すること；

．．．

コミュニケーション支援

(e) 司法制度におけるすべての手続が、当事者、証人、請求者、被告人及び陪審員が完全な参加のために必要なあらゆる形式のコミュニケーションを用いるために必要な技術的及びその他の支援を提供することを確保すること。これには、次の事項を含む。

(i) 補聴システムおよびデバイス。

(ii) オープン、クローズド、リアルタイムのキャプション（字幕）、クローズドキャプションのデコーダやデバイス。

(iii) 音声・テキスト・ビデオ通信製品。

- (iv) ビデオテキストディスプレイ。
- (v) コンピュータを利用したリアルタイム字幕。
- (vi) スクリーンリーダーソフトウェア、拡大ソフト、光学リーダ。
- (vii) テレビ番組用の音声フィードを取り出すビデオ音声解説及び副音声プログラミング装置。
- (f) 仲介者またはファシリテーターに加えて、第三者を利用してのコミュニケーションを支援すること。これには以下が含まれる。
 - (i) ノートテイカー。
 - (ii) 有資格の手話通訳者・音声言語通訳。
 - (iii) リレーサービス。
 - (iv) 触覚通訳。
- (g) すべての通訳者が、必要な専門用語（例えば、法律又は医学）を使用し、職業的及び倫理的基準を尊重しつつ、聞き取り／読み取り（すなわち、障害者が何を言っているかを理解すること）、および、情報伝達（障害者に情報を伝えるのに必要な技能を有すること）の双方において、効果的、正確かつ公平に、通訳することができることを確保すること。

（原文）

Principle 3

Persons with disabilities, including children with disabilities,
have the right to appropriate procedural accommodations

GUIDELINES

3.1 To avoid discrimination and guarantee
the effective and equal participation
of persons with disabilities in all legal
proceedings, States shall provide gender and age-appropriate individualized
procedural accommodations for persons
with disabilities. They encompass all the
necessary and appropriate modifications
and adjustments needed in a particular
case, including intermediaries or
facilitators, procedural adjustments
and modifications, adjustments to the
environment and communication support,
to ensure access to justice for persons with
disabilities. To the fullest extent possible,
accommodations should be organized

before the commencement of proceedings.

3.2 States shall ensure the provision of a range of procedural accommodations, while also ensuring that such accommodations are implemented so as to properly balance and respect the rights of all parties by, among other things:

Independent intermediaries and facilitators

(a) Establishing, funding and implementing a programme of independent intermediaries or facilitators trained to provide communication assistance to parties to the proceedings and the justice system to determine whether accommodations and support are necessary and which accommodations and support are appropriate, and to assist with communication throughout the course of the proceedings;

. . . .

Communication support

(e) Ensuring that all processes in the justice system provide the technical and other support necessary for parties, witnesses, claimants, defendants and jurors to use any form of communication as necessary for their full participation, including:

- (i) Assistive listening systems and devices;
- (ii) Open, closed and real-time captioning, and closed caption decoders and devices;
- (iii) Voice, text and video-based

telecommunications products;

- (iv) Videotext displays;
- (v) Computer-assisted real-time transcription;
- (vi) Screen reader software, magnification software and optical readers;
- (vii) Video description and secondary auditory programming devices that pick up audio feeds for television programmes;

(f) Supporting communication, in addition to intermediaries or facilitators, through the use of third parties, including:

- (i) Note-takers;
- (ii) Qualified sign language and oral interpreters;
- (iii) Relay services;
- (iv) Tactile interpreters;
- (g) Ensuring that all interpreters are able to interpret effectively, accurately and impartially, both receptively (i.e. understanding what persons with disabilities are saying) and expressively (i.e. having the skill necessary to convey information back to those persons), while using any necessary specialized vocabulary (e.g. legal or medical) and respecting professional and ethical standards;

原則 4 障害者は、他の者と平等に、適時に、かつ、利用しやすい（アクセシブルな）方法で、法律上の通達及び情報にアクセスする権利を有する。

ガイドライン

4.1 国は、適時かつ利用可能（アクセシブル）な情報についての権利を保障するため、

次のことを行う:

- (a) 司法プロセスのあらゆる側面について、適時に通知し情報を提供する権利を十分に認識する、執行可能な法律、規則、政策、ガイドラインを制定する;
- (b) 司法制度及び手続に関する情報が、適切かつ必要な場合を含め、様々な方法で入手できることを確保する。
 - (i) 手話。
 - (ii) ビデオと音声のガイド。
 - (iii) 電話回線による助言・紹介サービス。
 - (iv) アクセス可能なウェブサイト。
 - (v) ヒアリング（磁気誘導）ループ、無線または赤外線補聴システム。
 - (vi) 音声拡大装置及び文書拡大装置。
 - (vii) クローズドキャプション。
 - (viii) 点字。
 - (ix) 読みやすく平易な言語。
 - (x) コミュニケーションの促進支援。
- (c) 対応や処置が必要なすべての通知（例。召喚状、召喚状、令状、命令、文）が、上述のガイドライン 4.1 (b) に列挙されているような、アクセス可能な手段とアクセス可能な形式で利用可能であることを確保する。
 - ...
- (e) 通訳、ガイド、朗読者、仲介者、ファシリテーター、その他による支援を提供することにより、通知や情報を理解するための支援を必要とする個人がリアルタイムでサポートを受けることができることを確保する。

（原文）

Principle 4

Persons with disabilities have the right to access legal notices and information in a timely and accessible manner on an equal basis with others

GUIDELINE

4.1 To guarantee the right to timely and accessible information, States shall:

- (a) Enact enforceable laws, regulations, policies and guidelines that fully recognize a right to timely notice and information about all aspects of judicial processes;

(b) Ensure that information about justice systems and procedures can be accessed by various methods, including, as appropriate and needed:

- (i) Sign language;
- (ii) Video and audio guides;
- (iii) Telephone line advice and referral services;
- (iv) Accessible websites;
- (v) Induction loop, radio or infrared systems;
- (vi) Amplification devices and document magnifiers;
- (vii) Closed captioning;
- (viii) Braille;
- (ix) Easy Read and plain language;
- (x) Facilitated communication;

(c) Ensure that all notices that require a response or an action to be taken (e.g. summonses, subpoenas, writs, orders and sentences) are available by accessible means and in accessible formats, such as those listed above in guideline 4.1 (b);

. . .

(e) Ensure that support is available in real time for individuals who need assistance to understand notices and information by providing, for instance, interpreters, guides, readers, intermediaries and facilitators, and other forms of support.

原則 6 障害者は、無償または負担しやすい費用で法的支援を受ける権利を有する。

(c)ガイドライン 6.2 (b) に列挙されている事項に加えて、障害のない人よりも不利でない条件で、また、必要な場合には、必要に応じて、個別の条件に応じて、手続き上の配慮として、障害のある人に無償の法的支援が提供されることを確保する。

(原文)

Principle 6

Persons with disabilities have the right to free or affordable legal assistance

GUIDELINES

6.2 To that end, States shall:

. . .

(c) Ensure, in addition to the matters listed above in guideline 6.2 (b), that free legal assistance is available to persons with disabilities on terms that are no less favourable than those for persons without disabilities and, at a minimum, whenever necessary, on an individualized basis, as a procedural accommodation;

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料6】

障害者司法支援のためのガイドライン（장애인 사법지원을 위한 가이드라인）から抜粋

●作成は法院行政処（법원행정처）（裁判所事務局）

●2020年5月に発刊

●※は訳者による加筆あるいは説明

◎取り調べ等への第三者の適切な介入

・Page 22-23

「～（略）～ 言語障害、知的障害、精神障害による場合には、判事や（※裁判所の）職員が先に正確に把握、理解して熟知した状態で、審問の手続きやその他の司法支援の手続きを進める必要があり、陳述補助人、陳述助力人、信頼関係のある者など。意思疎通に役立つ第三者も適切に介入させる必要がある。」

◎費用の公費負担関係

・Page 91-93

「～（略）～ 裁判期日で手語（手話言語）通訳が行われる場合、誰が、通訳費用を負担するかが問題になることがある。これに対しては、①障害者差別禁止法第26条第4項、第6項の趣旨に沿って、正当な便宜（※合理的配慮）の一つの内容であるため、便宜提供義務を負う国家が負担するので、当事者が前納・負担する訴訟費用は含まれないため、前納命令をしてはならないという意見と②一般民事裁判の費用と同様、原則として訴訟費用に含まれており当事者に負担させるものであるが、訴訟救済制度を積極的に活用することができる、という意見がある。」

韓国手話言語法第16条第2項は、「国と地方自治団体は、公共の行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上必要があると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。」と規定する。障害者差別禁止法第26条第4項は、「公共機関及びそれに所属する者は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者でない人と実質的に同等な水準で利用することができように提供しなければならず、そのために正当な便宜を提供しなければならない。」と規定し、同条第8項は、「第26条第4項から第7項

までの規定に必要な事項は大統領令で定める。」と規定し、同法施行令第 17 条第 1 項は「公共機関及びその所属員は、法第 26 条第 8 項の規定により障害者が司法・行政手順とサービスを利用したり、それに参加するために要求する場合、補助人員、点字資料、印刷物音声出力機器、韓国手語通訳、代読、音声対応システム、コンピュータなどの必要な正当な便宜を提供しなければならない。」と規定している。また、同法第 8 条第 2 項は、「国及び地方公共団体は、障害者等に正当な便宜が提供されることができるように必要な技術的・行政的・財政的支援をしなければならない」と規定している。このような韓国手話言語法や障害者差別禁止法の立法趣旨と上記各条項の内容に照らしてみると、手語通訳費用は、障害者が障害者でない人と実質的に同等の水準で裁判を受ける権利を保障されるようにするための正当な便宜提供の内容であるため、その費用は、国庫で負担することが障害者差別禁止法を制定した立法者の意思に合致すると思われる。しかし、未だ国庫負担に関する詳細規定が設けられていないため、現実的には、訴訟の構造制度（前第 2 項で説明した訴訟救済制度の活用を参照）、または国庫立替制度（民事訴訟規則第 20、21 条、訴訟費用国庫代納に関する例規参照）を活用するしかないだろう。31)

31) 司法行政諮問会議は 2019 年 12 月 12 日に国庫負担に関する大法院規則（最高裁判所規則）を作成するよう議決した。これに伴う大法院規則の改訂および関連例規の制・改定を注視する必要がある。

さらに、聴覚障害者である通訳手語通訳の対象者が訴訟当事者であれば、費用前納負担を与えることが憲法上の権利の保障を阻害し、あるいは侵害する恐れがあること考慮する。

32) 法定代理人、訴訟代理人や証人、鑑定人等の訴訟関係者であり、当事者ではない場合は多様であるため、事案ごとに検討するが、障害者差別禁止法第 26 条が実質同等と正当な便宜を明確に規定した点、施行令第 17 条第 1 項も訴訟当事者に限定しない点、国内法と同じ効力を有する国連障害者権利条約第 13 条が、すべての法的手続きにおいて、証人を含む直・間接的参加者に対して、締約国の便宜提供等を義務として規定した点を考慮する。

32) 正当な便宜提供の方策の策定を大法院長（最高裁判所長官）に勧告した国家人権委員会障害者差別是正委員会 2018 年 9 月 29 日 チャ 18 陳情（申立）0384900 決定文を参照

参考までに、アメリカの 50 州のうち 40 の州で民事裁判の手語通訳人（Sign Language Interpreter）費用は、当該政府（county、city、state など）の財政から負担し（この場合、その費用を障害のある当事者に転嫁したり、訴訟費用に含めることができないという規定を置いている）、デラウェア州、コロンビア州、ジョージア州、メリーランド州、ミシシッピ州、ネバダ州、バーモント州、バージニア州、ワイオミング州などでは、裁判所は、裁量により手語通訳費用を当事者が負担するようにすることができるか、訴訟費用に含む旨の規定を置いている。オーストリアの民事訴訟法（第 73a 条第 2 項）は、通訳の費用だけでなく、聴覚や言語障害の当事者が訴訟手続きのために、弁護士と必要な接触をするためにして必要とされるの通訳費用も連邦が負担すると規定している。

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料6－2】 手語通訳等に関する例規の概要

※2020年9月1日 韓国大法院報道資料別添より

（仮訳 崔 榮繁）

1. 制定理由

○手語通訳の費用等を国で負担することにより、聴覚障害者が障害者ではない人と実質的に同等の水準で司法手続きを利用できるようにする内容に「民事訴訟規則」及び「刑事訴訟規則」が改正され2020年6月26日から施行されたところであり、それに伴う具体的な業務処理の手続きを定めるためのもの

2. 主な内容

- この例規は、聞くことや話すことにおいて障害がある人の裁判手続き上の権利を保護するため、手語通訳、速記、録音及び録音の手続き及び方法、手語通訳候補者の選定及び教育、手語通訳者の指定その他必要な事項を規定することを目的とする(第1条)
- 民事、刑事、司法、行政、特許訴訟など、すべての訴訟手続き、執行、非訟、回復、破産手続、その他これに準ずる手続きに関与する当事者、証人、鑑定人等の関係者と傍聴者は、この例規の適用を受けるものと規定(第2条)。
- 手語通訳は裁判所の権限または当事者、関係者、傍聴者の申請を受けて実施することと定め、それに伴う手続きと手語通訳費用の国庫負担を明示(第3条)
- 手語通訳の算定基準を規定(第12条)
- 手語通訳費用等の支給手続きを規定(第13条)
- 手語通訳者が事前に通訳を準備することができるよう、訴訟書類の添付書類等を手話通訳者に事前に交付することができるよう規定(第15条)
- 手語翻訳の正確性を確保するために、必要に応じて手語通訳の過程を記録することができるよう規定(第16条)

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料7】

デジタル社会形成基本法案（抜粋）

（衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果 令和3年4月6日／修正）

（参議院議案受理年月日 令和3年4月6日）

（利用の機会等の格差の是正）

第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。

（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用機会の確保）

第二十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用機会の機会における格差が生じないように、情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の研究開発の推進及びその導入の促進その他の全ての国民に当該機会の確保が図られるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（教育及び学習の振興）

第二十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な能力における格差が生じないように、全ての国民が当該能力を向上させることができるようにするための教育及び学習を振興するために必要な措置が講じられなければならない。

（国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用）

第三十条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国及び地方公共団体が保有する情報のうち国民生活に有用なものについて、書面等に記載された情報の電磁的記録としての記録、電磁的記録として記録された情報であって一般の利用に供しているものの公表その他の国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容易に活用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

参考：

2020年12月25日 「デジタル・ガバメント実行計画」の改定

→「～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

→「デジタルデバイドの是正」高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料8】

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ユニバーサル社会 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策を

いう。

イ 障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

の（ホ及び第十条において「社会的障壁」という。）を除去すること。

ロ 障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。

ハ 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。

ニ 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。

ホ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとするにより、社会的障壁を生じさせないこと。

（国の責務）

第三条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

（事業者及び国民の努力）

第五条 事業者及び国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

第七条 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第三章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意等

(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意)

第八条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

一 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること。

二 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。

三 障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。

四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。

五 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。

六 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようにすること。

(障害者、高齢者等の意見の反映)

第九条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等)

第十条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためには国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及等)

第十一条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及並びにそのための調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第十二条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

第四章 ユニバーサル社会推進会議

第十三条 政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【資料9】障害者団体と行政／裁判所／国会／業界団体等との意見交換・学習の場について

障害者団体およびその関係団体は、障害者施策に関わる審議会／会議等として、障害者政策委員会、社会保障審議会（障害者部会）、労働政策審議会（障害者雇用分科会）、中央教育審議会（特別支援教育や学校施設バリアフリーに関する有識者・協力者会議等）、国土交通省のバリアフリー関連の検討会等、情報通信審議会（情報バリアフリーに関する研究会・SWG等）、中央防災会議（災害時要支援者関連の検討会・SWG等）など数多くに参加し、大臣への答申や各種指針の作成に意見を述べているが、その他独自の意見交換・学習の場として次のようなものを開催している。

1. 放送事業者と障害関係団体の意見交換会の開催

2008年以来、総務省（地上放送課。2011年の地デジ化以前は、情報通信利用促進課）を窓口
に、NHK、民放連の担当者（編成局の部長クラス中心）との意見交換を行っている。（※1回あ
たり2時間～3時間程度。双方より30～40名が参加。） 字幕放送、解説放送、手話放送のあり
方や、最新の技術動向、その他放送上の配慮事項などについてざくばらんな意見交換を行う。
「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」にも間接的な影響を与える。

<開催履歴>

2008年2月20日 テーマ：各団体活動内容説明、「行政指針」達成に向けた取組、質疑応答

2008年11月19日 テーマ：権利としての情報保障、解説放送、手話放送

2009年11月27日 テーマ：課題提起（全般）、字幕放送、解説放送

2011年2月4日 テーマ：地デジ放送完全移行に向けた課題・取組

手話放送への課題提起、視覚障害者にわかりやすい放送

2014年4月16日 テーマ：権利条約の発効と放送による広報・啓発への期待。

※この回以降、字幕・手話と解説放送の2分科会も設ける。

2016年4月13日 テーマ：障害者差別解消法関連・参政権・日本の放送事情

2017年9月7日（NHKのみとの意見交換）テーマ：新たな地上放送行政指針に向けて、
最近の研究成果（放送技術研究所）、東京オリパラに向けて

2018年5月31日 テーマ：地上放送の新行政指針について、各局の取り組み、

2019年6月6日 テーマ：総務省の取り組み、各局の取り組み、CM字幕やオンデマンド放送等
（2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により中止）

2. 裁判員制度に関する学習会

2009年よりはじまる裁判員制度の概要及び障害者が裁判員に選任された場合の配慮について
学習し、理解の促進及び今後の提言等の取り組みを検討するための参考とした。

日時 2008年7月8日（火）10:00～16:00 全国社会福協議会 障害関係団体連絡協議会主催

2008 年 8 月 27 日（水）15:00～16:30 日本障害フォーラム（JDF）主催

内容 裁判員制度の概要、障害者への配慮等についての講義（最高裁判所事務総局刑事局局付担当者 ほかより講義）

3. 参議院事務局の「障害者差別解消に関する研修」への協力

障害者差別解消法に基づく参議院事務局対応要領が 2016 年に策定されて以降、この内容に関する同事務局職員向け研修会に、日本障害フォーラム（JDF）構成団体から障害のある講師を派遣している。

<開催履歴>

2016 年 7 月 21 日 日本盲人会連合より講師を派遣

2016 年 8 月 30 日 DPI 日本会議より講師を派遣

2017 年 8 月 8 日 日本盲人会連合より講師を派遣

2018 年 8 月 1 日 全日本ろうあ連盟より講師を派遣

2019 年 7 月 16 日 全国脊髄損傷者連合会より講師を派遣

2020 年 12 月 24 日 DPI 日本会議より講師を派遣

以上

法務大臣 上川 陽子 様
法制審議会会長 内田 貴 様
民事訴訟法（IT化関係）部会長 山本 和彦 様

日本障害フォーラム（JDF）
代表 阿部 一彦

民事裁判手続きのIT化にあたって障害者の利用機会の確保を求める要望

平素より法務・権利擁護の推進等についてご尽力いただいていることに敬意を表します。

現在進められている、民事裁判手続きのIT化にあたっては、IT機器へのアクセスに困難のある障害者の裁判を受ける権利（憲法第32条）の保障に影響が出ないようにするとともに、わが国が締約国となった障害者の権利に関する条約第13条及び障害者基本法第29条を遵守するために、必要な制度構築がなされなければなりません。

このことから、以下の事項を要望します。

記

1 民事訴訟法の総則規定において、障害者に対する手続き上の配慮を行うべきことを定めること

障害者が民事事件に関する手続の当事者、証人、参考人その他の関係人となった場合に、民事訴訟法を含む各関連法規において、手話言語を含めた多様な形式による意思疎通手段の提供、点字版、デジタル版、読み易い版による訴訟関係資料の提供といった個々の障害者の特性に応じた手続き上の配慮が迅速に提供される必要があります。そのため、民事訴訟法に手続上の配慮に関する総則規定を定めることを求めます。

また、障害者に対して提供される手続上の配慮の内容の決定に際しては、当該障害者の要望（支援者を選択することを含む）が尊重されることについても、明記してください。

なお、手続上の配慮は均衡を失していることを理由に制限されないという点で、これらの配慮は合理的配慮と区別されなければならない（国連障害者権利委員会・一般的意見第6号第51項参照）ことについても十分に留意する必要があります。

2 障害特性に応じた意思疎通支援者の配置を行うこと

障害者に対して提供される手続上の配慮の具体的内容の一つとして、障害者が民事事件の当事者、証人、参考人その他の関係人となった場合に、個々の障害者の特性に応じた適切な意思疎通支援者を配置し、障害者とその権利を円滑に行使できるようにするための意思疎通の手段を確保することを求めます（障害者基本法第29条参照）。

また、この意思疎通支援者に対しては、障害者権利条約に基づく障害者の人権に関する研修及び適切な手続き上の配慮の提供に関する研修プログラムを提供し、これを定期的実施することを求めます。

3 手続上の配慮のために必要な費用を公費負担とすること

障害者に対する手続上の配慮を提供するために必要な費用については、公費で負担することを求めます。

4 司法手続きにおいて用いられる情報通信システムをアクセシブルなものにすること

司法手続きにおいて用いられる情報通信システムをあらゆる障害者にとってアクセシブルなものにするため、以下の事項を実現することを求めます。

- a. 訴訟関係者がインターネットを通じて送受信する方式、または、裁判所が管理する文書データのフォーマットを、視覚障害者、盲ろう者にもアクセシブルな形式とすること。
- b. 裁判等の手続きに用いるインターネットを利用したテレビ会議システムを、視覚障害者、盲ろう者にも操作可能な設計とすること。
- c. 裁判等の手続きをインターネットを利用したテレビ会議システムで実施する場合、ろう者、難聴者等が手話言語、字幕といった自ら望む意思疎通手段を利用できることを保障すること。

5 弁護士、裁判所職員、裁判官に対する研修を実施すること

弁護士、裁判所職員、裁判官に対し、障害者権利条約に基づく障害者の人権に関する研修及び適切な手続き上の配慮の提供に関する研修を義務化し、これを定期的実施することを求めます。

6 継続的な検討の場を設けること

障害者の司法参加に必要な制度の構築のために、障害者が参加する継続的な検討の場を設けることを求めます。

以上

日本障害フォーラム（JDF）



日本身体障害者団体連合会
日本視覚障害者団体連合
全日本ろうあ連盟
日本障害者協議会
D P I 日本会議
全国手をつなぐ育成会連合会
全国脊髄損傷者連合会
全国精神保健福祉会連合会
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
全国盲ろう者協会
全国社会福祉協議会
日本障害者リハビリテーション協会
全国「精神病」者集団

● 設立の経緯と目的 ●

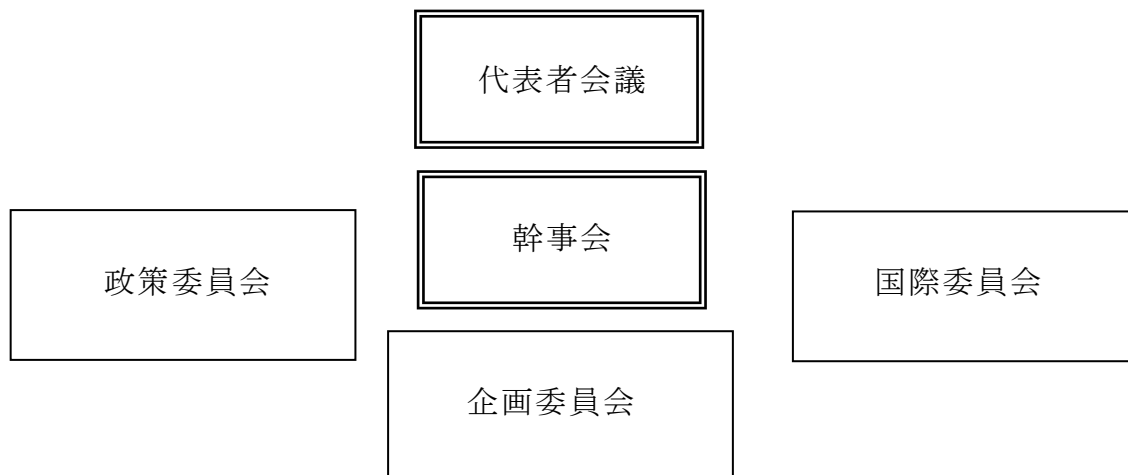
JDF は、「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）」最終年事業の実施にあたって国内の主要な障害者団体・関係団体が幅広く連携したことが契機となり、準備会としての活動を経て、2004 年 10 月に正式に設立されました。

JDF は、障害者団体を中心として連携し、「アジア太平洋障害者の十年（第三次十年が 2013 年から開始）」および国内の障害者施策を推進するとともに、障害者の権利の推進を目的としています。

● 事業 ●

JDF は、次の事業に取り組んでいます。事業推進のための専門委員会を設け、各団体より委員を選任して活動しています。

1. 国連・障害者権利条約の推進
2. 「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム（APDF）」に関すること
3. 国内の障害者施策の推進
4. 障害者の差別禁止と権利に係る国内法制度の推進
5. その他、目的達成のための事業



● 主な活動 ●

1. 国連・障害者権利条約の推進

2014 年 1 月に日本が批准した障害者権利条約を推進する活動を行っています。

◇障害者権利条約特別委員会への参加

ニューヨークの国連本部で開催された第 1 回から 8 回（2002～2006 年）の特別委員会に、JDF（準備会時代を含む）から派遣団を送り、参加と発言を行いました。日本政府代表団に JDF メンバー（東俊裕氏）が顧問として加わり参加しました。

◇政府との意見交換

権利条約の策定過程で、外務省を窓口に関与し、政府各省庁と継続的な意見交換の場を設け、必要な要望、提言を行いました。（条約採択前に計 10 回）

条約採択後には、国内での批准と実施に向けた意見交換を引き続き行ってきました。（外務省、内閣府、厚労省、文科省、総務省、法務省等、計 10 回）

◇国連障害者の権利条約推進議員連盟との連携

超党派の国会議員により 2005 年に設立された議員連盟と、意見交換、共同のシンポジウム開催やプレスリリースなどを行っています。

◇権利条約の実施と「パラレルレポート」の提出

権利条約の実施の観点から、各種国内法制度/施策の改善・推進を民間の立場から行うとともに、国連障害者権利委員会への対応、特に民間からの報告であるパラレルレポート提出のため、「パラレルレポート特別委員会」を設置し活動しています。

2. 「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム（APDF）」に関すること

国連 ESCAP の諸会議への参加と発言などを通じて、民間の立場から「十年」ならびにその戦略文書である「インチョン戦略」の推進を図っています。

また、アジア太平洋地域の NGO フォーラムである APDF に加盟し、活動への参加と協力を行っています。

3. 国内の障害者施策の推進

障害者制度改革における各論点、障害者基本計画等を含む、さまざまな政策課題の検討と、行政や国会への要望、提言活動を行っています。

4. 障害者の差別禁止と権利に係る国内法制度の推進

設立以来、国内法制度の実現に向けて論点整理と政策提言、意見交流、関連セミナーの開催などを継続的に行ってきました。

障害者差別解消法の成立・施行後は、法の効果的な実施と今後の見直しに向けて、権利条約の観点を踏まえながら、各方面との意見交換、提言、啓発ならびに地域との連携を行っています。

5. 災害支援の取り組み

2011 年の東日本大震災以来、「JDF 災害総合支援本部」を設置し、被災地障害者支援センターを通じての活動と、熊本地震やその後の豪雨災害等の経験を踏まえた、権利条約に基づくインクルーシブな防災・復興とまちづくりを提言しています。

2021年4月16日

法制審民事訴訟法（IT化関係）部会
日本障害フォーラム（JDF）提出資料

【参考資料1】 民事裁判手続のIT化に関する障がい当事者等団体アンケート結果について

（日本弁護士連合会ホームページ）

https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/human_rights/bunya.html

※上記の「7 社会保障に関わる人権問題」内に、下記のPDF，テキストデータが掲載されています。

・民事裁判手続のIT化に関する障がい当事者等団体アンケート結果

PDF

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_itka.pdf

テキスト

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_itka.docx

・認定NPO法人DP I 日本会議所属の個人からの回答

PDF

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_npo.pdf

テキスト

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_npo.docx

・民事裁判手続のIT化に関する障がい当事者等団体アンケート結果 分析と評価

PDF

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_kekka.pdf

テキスト

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/human_rights/bunya_kekka.txt